政治学概論Ⅱ《2024》

国際政治学(6):国際法と国際機構

苅谷 千尋

5, Feb, 2025

1. 授業の感想

1. 公衆衛生

WHOと公私パートナーシップの箇所が重要だと思った。その理由は本来ならば中立性を担保しなければならない国際機関が出資国の意向に大きく左右されている現状に立たされているからである。費用対効果の重視により効果を実証しやすいプログラム中心となったことで、その即効性から世界全体で人々が健康に生きるとともに豊かな社会を実現することができているという錯覚に陥りやすくなったことが危惧される。だからこそまずはWHOへの資金援助国が長期的な目で包括的な保健事業を推進していく見方に変革していくこと、そしてそもそも前提としてWHOが揺るぎない権限を確立していけるよう仕組み自体を見直していくことが必要不可欠であると考える(高橋)。

Ⅱ. 国際政治を見る視点

1. 国際法を学ぶ意味

- 国際法への疑念
 - 。 国際法は理想に過ぎない;国際社会は力がすべて
 - そもそも国際法は「法」なのか?
- 国際法学の必要性 > 〔国際法は「法」かではなく〕「法的思考が、国際関係を把握し、統御するための「道具」として有効であるか否か」(西 2011: 262)
 - 。 学者のみならず、各国の政府(ロシアを含む)、市民団体が、自らの実践の正統性を訴えるために国際法を利用しているという事実こそ重要

2. 国際法の正統性

- 現代の地球的規模の正統性あり
 - 。 合法性;正統性の流動性(発展的解釈)
 - 例:アパルトヘイト体制:主権論に基づく肯定から、人権論に基づく批判へ(大沼 2011:9)
 - Cf. 「慰安婦問題」
 - 国際人権法への応答責任あり(岩月 2016: 333)
 - 「過去の不正義」と「現在の責任」
- 国際法の正統性の由来
 - 法源:「法」を知るための情報源の特定
 - 形式的法源:条約;慣習国際法(不文法)
 - 実質的法源:判例、学説、決議、宣言、未発効条約、条約採択会議の作業記録・報告書
 - 地球的規模であればあるほど、正統性が高い
 - → 判例:各国の条約解釈に影響
 - 事例:世界人権宣言 > 世界人権宣言が慣習国際法化しているか否かはとくに 国際法が裁判規範として機能するが否かという意味で重要だが、世界人権宣 言の意義はそうした国際法の技術的な面にかぎられるものではない。国際法 をふくむ国際規範文書の重要な役割のひとつは、多様で異質な国がかろうじ

てみとめる国際社会の数すくない共通の価値を公に宣明し、人々の心に規範 意識として定着させ、利害と価値観を異にする諸国の行動を共通の目的に収 斂させる〔211〕のを助けることにある(大沼 2018a: 210-211)

- 。 適用範囲:
 - 条約:締結国のみ
 - 慣習国際法:すべての国々 > まさにその性質上、国際社会のすべての構成国に対して等しく効力をもたなければならず、自己の都合のために任意にいずれかの国によって一方的に排除しえないものである(北海大陸棚事件ICJ判決、1969年)

3. 国際法は法か: 国際法の法的性質

- 国際秩序の分権性1
 - 1. 国際社会:国家を拘束する法規則を組織的に定立する立法機関なし
 - 法の拘束力:国家間の合意に由来
 - 「合意は拘束する」 pacta sunt servanda
 - 国際法:合意秩序
 - → 合意しない場合、国家はその規則に拘束されず
 - 2. 紛争処理制度
 - 国際社会:紛争の法的解決を最終的に担保する裁判制度なし
 - 国際司法裁判所(ICI);常設仲裁裁判所
 - 紛争当事国の合意が必要
 - ICI加盟国:73カ国(国連加盟国193カ国)
 - 3. 国際行政
 - 国際社会における法秩序を維持する国際行政も未発達
 - 各国の国内行政の主権的統治機能に多くを委ねる
 - 例外:国際河川委員会
 - 国際基準の設定;監督
 - → 実施主体は主権国家(国際基準を受けて、国内法の基準を調整)
 - 4. 国際法と個人
 - 国際法:国家の権利義務を規律する法
 - 個人は法主体ではない

4. 国際法における領域性原理

- 1. 領域的法としての国際法2
 - 領土;領空;領海
 - 。 主権国家の管轄権をそれぞれ規定
 - 管轄権の衝突による紛争を防ぐ
- 2. 機能的法としての国際法
 - 。 グローバル化の進展
 - 産業社会;国際相互依存の緊密化;犯罪の国際化;資源保存;国際環境保護
 - → 国家管轄権を領域外に伸ばすことを認める
 - 排他的経済水域制度;大陸棚制度 Cf. 領海と区別された概念
 - 特定の資源に限り沿岸国の管轄権を機能的に拡大

- ラムサール条約 ### 5. 国際法と国内法
- 国際法に抵触する国内法は有効か3
- 近年の条約の傾向
 - 。 国民の権利義務に直接・間接に影響を及ぼす内容の規定の増加
 - 事例:ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)とハーグ条約 国内実施法 > 国境を越えた子の連れ去りについて引き渡しのルールを定めた 「ハーグ条約」では、一方的に子が海外に連れ去られた場合、元の居住国へ引き渡 すことを規定する。訴状では、日本もハーグ条約に加盟しているのに、「国内では 同様の規定がない」と主張。(『朝日新聞』2020年2月27日)
- 国際法と国内法の関係
 - 1. 一元論
 - 国内法優位説:国際法は国家の公法に留まる
 - 国際法優位説:上位規範である国際法に抵触する国内法は無効
 - → 国際法にあわせて国内法を調整する実践を説明できず

2. 二元論

- 国際法と国内法を別個の体系と理解
- 国際法上の義務を損なう国内法を許容(国内的に有効)
- → 理論的には妥当だが、急増する国内法の義務づけに対応できず(後述)
- 。 調整義務
 - 国内法基準と国内法の差異が国際義務違反とならないよう、国内法の手続きにより 調整
 - 条約により調整を義務づける例
 - 国際犯罪防止を処罰するための国内措置
 - ただし、ほとんどの条約は、締結国の裁量を認める
- 。 調整方法
 - 編入(一般的受容);変型
 - 日本国憲法:編入方式
 - 条約締結とともに、必要な法令改正案件 > 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする(日本国憲法第98条2項)

6. 国際法と集団的自衛権

- •集団的自衛権(国連憲章第51条)
 - 。 ただし構成要件を定めず
 - → 複数の解釈を生む
 - 。 国際司法裁判所(ICI)「ニカラグア事件判決」(1986年)
 - ICJ: アメリカによるニカラグラ(中南米)反政府軍への武器輸出を集団的自衛権 とは認めず
 - 構成要件:
 - 1. 攻撃の犠牲となった国家が武力攻撃を受けたことを自ら宣言する
 - 2. 当該国家からの要請

- 。 大国:国連安保理を軽視可能
 - ただし、国際的正統性を失うという代償を払う
 - イラク戦争
 - → 国際的正統性付与機関としての国連
 - 国連憲章:多国間条約の当事国
 - 法的拘束力あり

Ⅲ. 国際機構4

1. 安全保障のジレンマ

- 国民国家の理念と戦争の拡大
- 安全保障のジレンマ
 - 当該国の意図にかかわらず、ある国の軍備は他国に脅威感を呼び起こす
 - 。 → 軍備競争へ
 - 国政政治学の基本命題:このジレンマからいかに抜け出すか(中西 2003:94)
 - 。 解決法1:世界国家の設立
 - 少数派の自由が抑圧される可能性
 - 例:ナポレオン帝国;ヒトラー帝国
 - 。 解決法2:勢力均衡論
 - 主権国家間の軍事力の現状維持で満足する
 - 平和を希求しない
 - ウィーン体制;米ソ冷戦
 - Cf. カント『永遠平和のために』
 - 競争心の肯定 → 人類の能力の向上に寄与 > 国際法(Völkerrechts)の理念は、それぞれ独立して隣りあう多くの国家が分離〔分離に傍点〕していることを前提とする。……しかしそれにもかかわらず、まさにこうした状態の方が、理性の理念によるかぎり、他を制圧して世界王国を築こうとする一強大国によって諸国家が溶解してしまうよりも、ましなのである(カント 1985: 71-72)
 - 解決法3:国際機構の設立
 - 背景:第一次世界大戦の勃発
 - 近代戦争の悲惨さが明るみに;「経済的相互依存による平和」の崩壊
 - → 勢力均衡論の失敗
 - 国際連盟;国際連合へ
 - Cf. ヒンズリー 2015; 高坂 1964; 田畑 1950 > 実に、国際機構と主権国家の追求する国家的利益の関係こそ、今日の国際政治におけるもっとも基本的な問題である。もはや、国際機構は夢物語りではなくなったし、たとえ世界連邦ではなく、従って、たとえ不完全なものではあっても、国際機構は存在しているからである。また、逆に、今日の国家は相互依存の増加につれて、国際機構と無関係に国家的利益を追求することは不可能となっている。かくて、かっては純粋に理論的な問題であった主権国家と国際機構の関係は今や現実の問題となって来ているのである。われわれが国家的利益ということを否定しない限り、われわれはこの問題を充分に検討する必要がある。 > この書物は、その問題に対する大胆で、そしてきわめて常識的な研究である。それは、科学的合理主義を排するというイギリス的な常識の産物であり、その故

にこそ、科学的合理主義の支配する現代においてはきわめて大胆に見えるのかも知れない(高坂 1964: 125)。

- 集団安全保障 > 集団安全保障は、諸国があらかじめ平和を保つ条件を盟約し、それに反した侵略国に対しては他の国家が一致して制裁を加える国際機構を創設することで、侵略を抑止し、万一の侵〔96〕略の場合には撃退する体制を意味する(中西 2003: 95-96)
 - 個別的・集団的自衛権に取って代わることを目指す ### 2. 国際機構の失敗

1. 国際連盟の失敗

- 。 国際連盟規約への違反の解釈権を、主権国家に委ねる
- 。 自国が直接にかかわらない戦争に巻きこまれることを恐れる
- 。 戦争に訴えない義務
 - 宣戦布告のない戦争は戦争ではない
 - Cf. E. H. カー:国際連盟への期待を「ユートピアニズム」と呼び、その楽観論を批 判

2. 国際連合への期待と失敗

- 。 五大国を中核とする安全保障理事会
 - 侵略行為の認定;侵略に対する対抗措置
 - → しかし、米ソ対立により、安保理が一致して行動をとることは困難に
 - → アメリカ、朝鮮戦争(1950年)時に、総会において「平和のための結集決議」を 採択するよう、働きかける
 - 安保理が機能しない場合に、一定の範囲内において、総会で集団安全保障を実現するようにするためのもの(自動的に参戦を義務づけられる)
 - → 朝鮮戦争以降、各国は「結集決議」に同意せず
 - → 集団安全保障の非現実性が明るみに
 - → 各国は、主権国家としての選択肢を守り、自衛による安全保障を目指す(中西 2003: 99)
- 。 主権国家システムの明示
 - 「すべての加盟国の主権平等 sovereign equalityの原則に基礎をおいている」(国際連合憲章第2条)
 - 「すべての国家は、他のすべての国と法上平等である権利をもっている」(国際連合 憲章第5条)

3. 恐怖の制度化

- 軍備縮小論
 - 。 背景:近代的兵器の破壊性
 - 戦場で決着つかず=銃後へと戦争は拡大、総力戦へ
 - ワシントン会議(1922年)
 - 米英日:主力艦削減に合意
 - 中西:軍縮によって不安感が増す可能性あり>軍縮によってひとたび緊張が緩和されても、安全保障のジレンマの存在によって、国家はときがたつにつれ、他国の軍縮の発達が自らを不利にしていると感じ、相手の動機に懸念を抱くことがしばしば起こるのである(中西 2003: 104)

- 軍縮への高い期待
 - 。 軍備に対する素朴な見方に由来
 - 軍備=破壊の道具
 - 。中西:軍備の心理的、政治的作用を考慮せず > 近代的な軍事力の物理的破壊力が大きくなり、その使用の社会的コストが上がったことは、軍事力を大規模に使うことの意味を小さくしたが、軍事力はまさにその恐ろしさゆえに、他者に心理的影響を与える手段としてはむしろその効果を大きくした。したがって、一定の条件の下に物理的使用を限定し、かつ効果的に相手の心理に働きかければ、軍事力は「自らの意志を相手に押しつける」という古典的な政治的役割を現在でも果たしうるのである(中西 2003: 107)
 - 。 現代の軍事力
 - 国家を不可侵にしたり、他国を力によって支配することはできない
 - 抑止力としての機能は依然として高い
 - 味方を増やし、敵を減らすための元手(中西 2003: 114)
- 二つの安全保障協力
 - 1. 積極的な安全保障協力
 - 地域的集団安全保障;地域的取極;集団的自衛権
 - 現代の国際政治の状況にもっとも適合している
 - Cf. 集団安全保障の挫折
 - 国際連盟とロカルノ条約(1925年) > 重要なことは、関係国すべてがこの取極 〔ロカルノ条約〕に強い利害をもっていたことである。それが国際連盟の集団 安全保障体制とは異なる重要な点であり、この取極が破られた際に実効的な反 撃が行われると信頼できる根拠でもあった(中西 2003: 117)
 - 国際連合憲章
 - 一時的な安全保障:集団安全保障
 - 二次的な安全保障:集団的自衛権
 - 憲章設立時の経緯:集団的自衛権は、集団安全保障の理念に反するも、 妥協として受け入れられる > この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟 国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及 び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固 有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとっ た措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、こ の措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のた めに必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対 しては、いかなる影響も及ぼすものではない(国連憲章 第51条)
 - 国連総会決議3314「侵略の定義」(1974年)
 - 「領域に対する侵略若しくは、攻撃」
 - 自衛権は「武力攻撃」があったときのみ許される
 - Cf. 日本の集団的自衛権解釈の
 - 「巻きこまれる」危険と「見捨てられる」危険
- 1. 消極的な安全保障協力
 - 1. 軍備管理
 - 軍事的関係の安定化を図ることで、緊張緩和を目指す
 - 弾道ミサイル迎撃ミサイル制限条約;第一次戦略兵器制限協定(1972年)
 - マクナマラ国防長官、相互確証破壊(MAD)と呼ぶ

- → 80年代の米ソ対話再開へ
- 2. 信頼醸成措置
 - 潜在的敵対国との間で誤解や誤算による戦争を防ぐ
 - 軍備情報の公開
 - 例: CSCE (ヨーロッパ安全保障協力会議) 「ヘルシンキ宣言」 (1975年)
 - 軍事演習の通告・査察;軍事演習へのオブザーバー招聘

4.「仮想の地球社会」と内なる恐怖

- 今日の世界の安全保障における問題 #### (1) テクノロジー支配とテロリズム
- 大量破壊兵器から、精密技術兵器へ
 - 物質的・精神的な損傷を最小限に抑える > たしかに恐怖なき軍事力は破壊をともなう軍事力よりも正当化されやすく、しかも必要な範囲に限定して用いることも可能となった。しかし逆に、恐怖なき力が繰り返し行使される時、権威や秩序の中の人間的要素は衰えていくのではないだろうか(中西 2003: 128) #### (2) 軍事力の地球的拡散
- 軍事力問題
 - 。 冷戦後半期:先進国から発展途上国への武器輸出・援助
 - 。 発展途上国の産業水準向上
 - 民生技術を軍事技術に転用可能に
- 発展途上国の国内問題
 - 。 K. J. ホルスティ「国家強度のジレンマ」
 - 発展途上国:支配の正当性、確立せず
 - 軍事力の強化に行き詰まりの打開を目指しがち
- 発展途上国の対外観
 - 。 国家の独立性や主権の絶対性を強調
 - Cf. 近代ヨーロッパ:主権の絶対性と伴に、中世の残滓が、国際共同体としての性格を強める > 地球上の多くの地域では、主権国家が相互的に国際秩序を強化していく傾向は弱いのである(中西 2003: 134)
- 軍事力の地球的拡散に対抗する手段
 - グローバルな軍備管理
 - 核拡散防止条約(1968年署名、70年発効);対人地雷禁止条約(1997年署名、99年 発効)
 - 問題点:措置の実効性 #### (3) 内戦
- 内戦: 今日の武力紛争の主要形態
 - ∘ 例:カンボジア内戦
- 和平後に「弱者」の立場にならないよう、中間的な妥協の余地が小さい
 - 外国勢力の加担により、国際化・長期化
 - Cf. 国家間戦争:「痛み分け」による停戦・終戦 > まず初期条件として、新興独立 国の多くは「国家強度のジレンマ」(中西 2003: 138-139)
 - Cf. Civil War という語彙の矛盾的性格 > 内戦は親しい敵に対する闘争である。実際、それまでまったく敵とは考えてこなかった者に対する戦いなのである。〔略〕それは、共和国を親睦の場から対立の闘技場へと変えてしまうこと、すなわち市民らしさそのものの只中への敵意の侵入であった(アーミテイジ 2019: 45-46)

- 内戦と国際社会
 - 。 「仮想の地球社会」の関心
 - 内戦を放置することを許さず
 - メディアによる暴力の残虐性の訴え
 - Cf. 大国:内戦への積極的関与への意欲を失う
- 内戦状態の放置が国際社会にもたらす、直接的な危険性
 - テロ、犯罪、疫病の温床
 - 内戦への対処:国連や地域機構が主体的に関与
 - 1. 国連平和維持活動
 - スエズ動乱(1956年):国連緊急軍
 - 冷戦後:「平和強制」
 - ▼ ブトロス=ガリ(国連事務総長)『平和への課題』(1992年)
 - 国連に常設の「平和強制部隊」の設置を提案
 - 例:ソマリア内戦への関与と失敗
 - 2. 軍備をもつ国際機構
 - NATOによる旧ユーゴスラビアへの関与:セルビア空爆 (1995年)
 - 国連からの授権なし ## IV. 参考文献
- •朝日新聞(2020)「子の連れ去り巡り国を提訴」『朝日新聞』2020年2月27日
- 朝日新聞「論点検証|安保国会:1)集団的自衛権、広がる疑問」(『朝日新聞』2015年9月4日)
- ・朝日新聞「安保法制の全体像」(『朝日新聞』2015年9月20日)
- アーミテイジ, ディヴィッド(2019)『〈内戦〉の世界史』(平田雅博・阪本浩・細川道久 訳)岩波書店(原書 2016年刊)
- 岩月直樹 (2016) 「日本に求められる「戦後補償」とは?」森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤 澤巌・北村朋史編『国際法で世界がわかる:ニュースを読み解く32講』岩波書店、322-335
- 江川紹子(2019) 「悪化する日韓関係 今こそ読みたい『「歴史認識」とは何か』: 故・大沼 保昭先生に教えられた歴史と向き合う「俗人」目線」『中央公論』133, 12月号, 100-106
- 大沼保昭編(2011) 『21世紀の国際法:多極化する世界の法と力』日本評論社
- 大沼保昭(2018a) 『国際法』筑摩書房(ちくま新書)
- 大沼保昭(2018b) 「想う2018 | 分断克服 メディアの役割 大沼保昭氏」『読売新聞』2018年6 月29日
- ・奥脇直也・小寺彰(2006)『国際法キーワード』有斐閣
- 小和田恒(2018)「[迫る]国際法 時代と共に変容 国際司法裁判所裁判官を退任 小和田恒 氏」『読売新聞』2018年6月22日
- カー, E. H. (2011) 『危機の二十年:理想と現実』(原彬久訳)岩波書店(原書 1939年刊)
- カント, イマニュエル(1985)『永遠平和のために』(宇都宮芳明訳)岩波書店(原書1795 刊)
- ・国立国会図書館(2013)『わが国が未批准の国際条約一覧』
- 篠田英朗(2019)「書評『国際法』(大沼保昭著)|『読売新聞』2019年1月6日
- 高坂正堯(1964)「書評 いかなる国際機構が平和をもたらしうるか —— F.H.Hinsley, Power and Pursuit of Peace,1963」『法学論叢』74, 5, 124-136
- ・田畑茂二郎(1950)『世界政府の思想』岩波書店
- 中西寛(2003) 『国際政治とは何か:地球社会における人間と秩序』中央公論新社

- ・西平等(2011)「国際秩序の法的構想:国際政治哲学を学ぶ人のための国際法思想入門」小田 川大典・五野井郁夫・高橋良輔編『国際政治哲学』ナカニシヤ出版、262-282
- ・ヒンズリー, ハリー (2015) 『権力と平和の模索:国際関係史の理論と現実』 (佐藤恭三訳) 勁草書房 (原書 1963年刊)
- 読売新聞(2018)「[顔]国際司法裁判所 裁判官に就任した岩沢雄司さん」『読売新聞』 2018年6月25日
- 1. 以下、奥脇・小寺 2006: 2-5↔
- 2. 以下、奥脇・小寺 2006: 20-23↩
- 3. 以下、奥脇・小寺 2006: 36-39↩
- 4. 中西 2003 86-147の要約↩